平成 21 年度　第４回特定調達品目検討会議事要旨

日　　時：平成 22 年 1 月 14 日（木）　15 時 00 分～17 時 40 分
場　　所：中央合同庁舎 5 号館　22 階　環境省第一会議室
出席委員：阿南委員、指宿委員、宇野委員、奥村委員、酒井委員、辰巳委員、奈良委員、
原田委員、平尾委員、安井委員（座長）

１．特定調達品目及び判断の基準の見直しについて

テレビジョン受信機の削除について

・ テレビジョン受信機の削除について、地デジ対応は済んでいるのか。
⇨ テレビの基準は、省エネと、地デジ対応、特定の化学物質の３項目を設定していた。省エネ法以外の基準で品目として残すことも検討したが、今販売されているものは、ほとんどが地デジ対応になっており、基準としての意味を持たなくなることから、一旦削除することとした。（事務局）
・ エコポイント制度が動いている中で、グリーン購入法の対象からテレビを外したことについて誤解がないよう、説明が必要。
⇨ ブロック別説明会では、旧基準、新基準に関わらず、４つ☆以上のものを調達していただきたい旨、周知したい。基本方針の中に記載するのは難しいため、例えば閣議決定後に公開する際のお知らせの中に含める等の対応を考えていきたい。（環境省）
・ テレビはエネルギーの基準以外にも、大型化が進んでいることを資源の視点を踏まえて考えていく必要。
・ 政府の調達に関して、サイズの観点等、新しいエコの考え方を出していくのであれば、この制度を存続する価値が広がると考える。
⇨ 来年度の検討事項としていただきたい。

パブリックコメントへの対応方針等について

・ 役務の自動車整備のロングライフクーラント（LLC）に関する意見について、意見内容と対応方針とがかけ離れているが実際はどういう状況か。また、総合評価指標がわかりづらいという意見に対する回答は、具体的方向が書かれていないのでは。
⇨ LLC を濾過する機械は、損保代理店、大手の自動車メーカーの整備会社ではかなり導入されており、ある程度普及している。また、総合評価に関する回答は不十分なところがあるため、パブコメの回答までには修正させていただきたい。（事務局）
・ 総合評価値の 80 点という点数は確かにわかりやすいが、決めるプロセスや出てきた結果の妥当性がわかりづらい。丁寧に回答する方が望ましい。
・ 一般消費者の方には、業界団体と異なり分科会に参加されていないので、どのような検討をされたか、背景等を詳しく伝えていく必要があるのではないか。
・ 前文にカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークについて明記されたが、今後、判断の基準に取り込んでいくのか、単に参考としていただきたいとするのか、方針を示すべき。

⇨ 現在はまだ製品間で比較できるほど、たくさんの製品についていない状況であり、今後の普及度を見ながら検討していきたいと考えている。（環境省）

２．調達者の手引きについて

・ 調達の手引きという主旨から、納入業者を適正に評価する事の方が大切であると考える。調達実績のカウントに係る留意点や調達のポイントは有効。また、具体的にグリーン購入により CO_2 はどのぐらい減るのか、環境負荷はどのぐらい減るのかという資料があると、さらに有意義ではないか。

⇨ 納入業者の評価については、官庁の入札の参加の際の競争参加資格等の審査があり、それよりはむしろ納入された品物が確かに判断の基準に適合しているかどうかを、カタログや取扱説明書、等に記載されている事項を基に確認していくというための視点で作成しているもの。（環境省）

・ 今回のような分厚い資料ではなく、ユーザーサイドでは 1～2 枚ものの方が利用しやすいのではないか。今年は、まず辞書というスタンスで作成し、次にもう少しわかりやすいものというように、段階を踏んで作成してはどうか。

・ エコマーク、グリーン購入ネットワークのエコ商品ネット、グリーン購入法の特定調達物品情報提供システム等、グリーン購入の対象商品の情報源が固まって存在しているようなところを紹介することが有効。

・ テレビの削除の経緯は調達者の手引きに書き込むべき。

３．調達実績の概要について

・ 公共機関の調達の結果を国民に説明をする責任があり、この調達による CO_2 削減効果等の情報提供をすべき。

⇨ 調達実績の概要は、数値の精査が終わった段階で例年公表している。出荷量データ等が入手可能な品目については、グリーン購入法施行前の当時の環境物品の流通量と現段階の流通量の差を比較して、CO_2 の削減効果についても試算を行っており、今年度も同様に実施する予定。（環境省）

・ 調達率が大きく増減した品目については、その理由の説明が必要。公共工事の盛土材の特定調達物品の調達率がかなり落ちているが、発生量が少なかったとすれば、良い方向に動いたといえるかもしれない。その点はいかがか。

⇨ そのような分析は今のところ行っていないため即答できないが、可能な範囲で調査を行いたい。（国土交通省）

・ 特定調達物品が調達された割合（調達率）の推移は、出しているか。

⇨ 各省庁別の推移はないが、集約されたものの推移は出している。（環境省）

・ リデュースの観点からは、調達率だけではなく、調達量が下がっているということも大事。表に加えていただけたら良い。

・ 調達率が 100％になったものを今後どう扱っていくのか。

⇨ コピー用紙の総調達量の推移は公表している。調達実績が 100％近くに達していることについては、あくまで国等の機関の実績であり、必ずしも市場全体の状況ではない。市場調査

は別途実施しており、環境物品が市場の7割、8割を占めるまでになっているものについては逐次見直していくなど、国の調達状況に加え、市場の状況を見て見直しを行っている。（事務局）

４．提案募集の検討結果について

・ 採用見送りが多く検討の結果が資料では分からないが、環境負荷低減効果の科学的評価による判断が必要。企業の技術開発をできるだけ評価し、取り入れていく方向で取組むべき。

⇨ 分科会に参加いただいた企業に対しては、検討の経緯を承知していることから記述を省略しているが、提案者に回答する前に、精査をしたい。（環境省）

・ 見送りになった理由は、いくつかに分類しマークをつけていただくとよい。需要が少ない、特殊なものでも、政府がグリーン調達で取り上げていく必要。調達が少ないという理由で採用しないという考え方は見直すべき。

⇨ 調達量が極端に少ないものは別として、少しでも調達があるものについては、今後検討していきたい。（環境省）

・ CO_2削減が前面に出ているが、毒性の高い化学物質を代替するようなものを政府が買う、というような効率の良い政策を考えるべき。

５．次年度の検討課題について

・ プロジェクタについては、エコマークでもワーキングを開いており、平成22年2月に基準が出来るため参考にしていただけると考える。

・ コピー用紙について、総合評価指標の導入による弊害が起きていないか、実情を踏まえ変更の必要性を検討すべき。

⇨ その点については、昨年度紙類・印刷分科会の中で各省庁及び業界団体であるJBMIA（社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会）にお願いをして調査を行ったが、その調査の中では総合評価指標を導入したことによる弊害は、明示的には確認されなかったため、印刷用紙に拡大したという経緯がある。（環境省）

・ 一般消費者にも普及していくことも重要。製品の選択、基準の設定にあたっては、一般の方も視野に入れていただきたい。地方公共団体への普及については、調査結果をお知らせいただきたい。

⇨ 地方公共団体の調達方針の策定状況は少しづつ上がっている。（環境省）

・ サービスを検討していくことは重要。印刷や会議・イベントにおいても、役務でリデュースをどう進めていくか、資源の観点からの議論をしていくべき。

・ 健康省エネ住宅の断熱基準を欧米並みにしようという運動をしている。断熱機能を高め暖房を減らすといったものはテーマにならないのか。また、自動販売機が重点改善品目候補だが、何を規定していくのか。

⇨ 住宅そのものはグリーン購入法の対象にはならないが、断熱材などの資材の単位では、公共工事で一部規定している。環境配慮契約法では、設計の段階で配慮することを規定している。重点改善品目は既にある品目の基準の改善、自動販売機、プロジェクタは、新規で基準の設定を追加していきたいと考えている。自動販売機については、省エネ、ノンフロ

ン、照明等の規定が考えられる。（環境省）

- 自動販売機については、エコリーフラベルが既にあるので、参考にしていただきたい。
- 自動車等もサービサイジングという視点で考えられる。全体を再度サービサイジングの視点で考えることができるのではないか。
- 例えば印刷で、必要以上に印刷しないこと等、調達側の配慮について書いてもよいのではないか。外注であるかにこだわらず、基準を拡大していただけたらよい。

以上